

ニュースレター 8

2010

夏の土用の期間中を「暑中」といい、この時期に出す夏の挨拶状が「暑中見舞い」です。最近ご無沙汰だと感じている方に、ぜひ暑中見舞いを出してみたいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人フューチャースケープ

東京都港区高輪4丁目9-18

TEL : 03-5423-0668 / FAX : 03-5475-3546

www.futurescape.co.jp

親族図を作成したことはありますか？

親族図とは、たとえば次ページのような図ですが、作成されたことはありますか？

親族の範囲

税法では、さまざまな場面で“親族”という言葉が登場します。この“親族”とは、民法上に規定されている親族の範囲をいいます（民法725条）。

自分を中心とした親族図を描いたときに、親族の範囲となる人を把握していますか？自身が経営している会社と、取引のある会社を営んでいる親族がいるかどうか把握していますか？

民法第725条（親族の範囲）

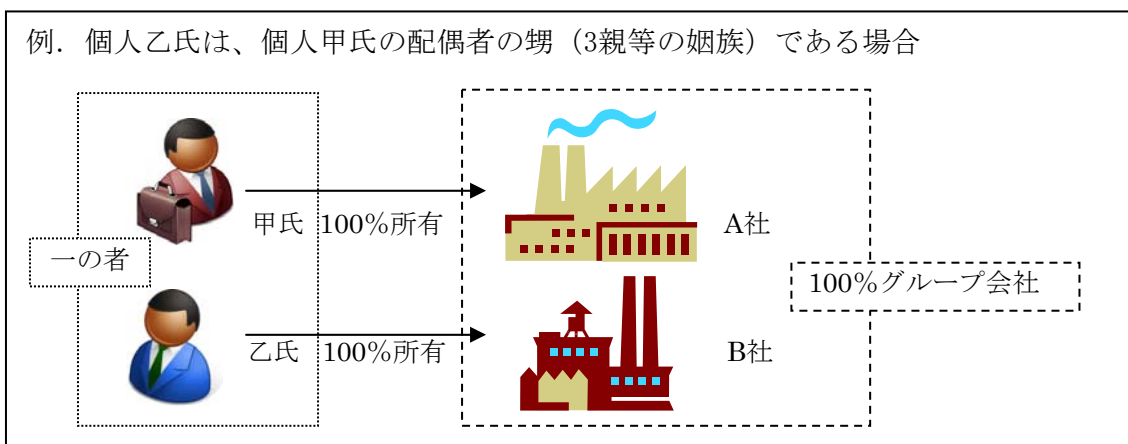
次に掲げる者は、親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

親族図と100%グループ法人税制の関係

平成22年度税制改正で創設された100%グループ法人税制の各種制度ですが、個人を100%グループ会社の頂点である「一の者」とした場合には、100%グループ会社の判定要素に、個人の所有分はもとより個人の親族の所有分も取り込まれるため、注意が必要です。

例. 個人乙氏は、個人甲氏の配偶者の甥（3親等の姻族）である場合



たとえば上記のケースでは、甲氏と甲氏の親族である乙氏はあわせて「一の者」となります。そのため、甲氏が100%所有しているA社と乙氏が100%所有しているB社は100%グループ会社となります。100%グループ会社となれば、A社－B社間で一定の資産を譲渡した場合には、その譲渡損益を繰り延べなければならない一方で、譲受けた会社が再譲渡した場合やA社とB社が100%グループ会社ではなくなった場合には、その繰り延べた譲渡損益を計上しなければなりません。

100%グループ会社ではなくなった場合とは、たとえば乙氏が亡くなり、乙氏の配偶者へB社株式が相続された場合が考えられます。乙氏の配偶者は甲氏とは民法上の親族ではありません。そのため、甲氏と乙氏の配偶者はあわせて「一の者」にはなりません。つまり、A社とB社は100%グループ会社ではなくなり、繰り延べた譲渡損益を計上しなければなりません。

このように100%グループ法人税制は、自らの意図はなくとも調整を行わなければならない場合も起こりうるため、取引する会社との関係、特にその会社は100%グループ会社に該当するのかわかを把握し、取引をした時点のみならず、その後においても把握し続ける必要も生じます。

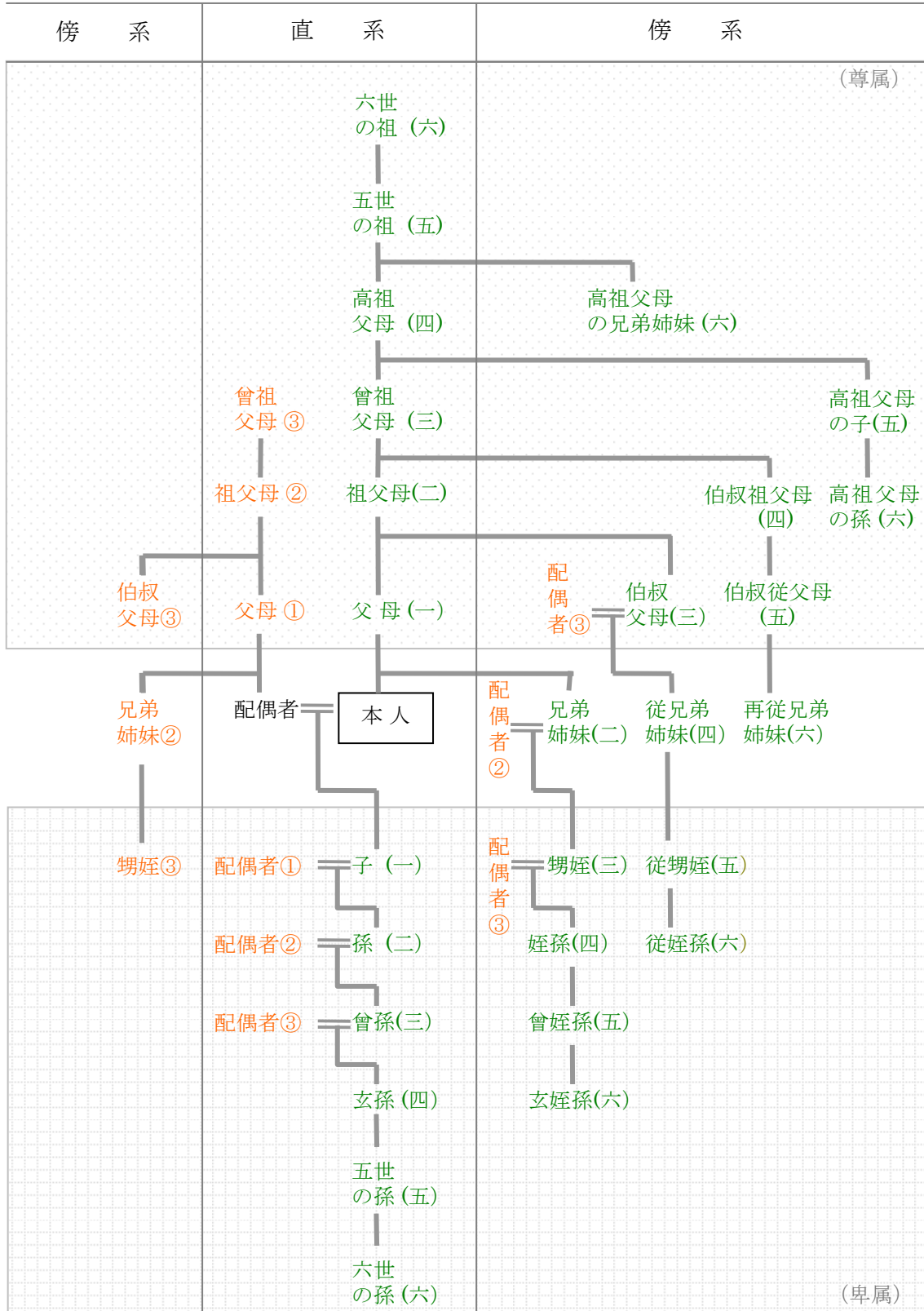
○ Zeimu information

まずは、100%グループ会社となるべき会社が存在するかどうかを知ることが先決です。親族図を作成し、どこまでが自分にとっての“親族”なのかを把握することからはじめましょう。

以下、親族図の見本です。作成の際にご参考ください。

◎親族図

()内は血族の親等、○内は姻族の親等を示す。





労務情報

短時間正社員制度を 導入する際に活用できる 助成金

多くの企業においてパートタイマーをはじめとしたいわゆる「非正規従業員」の割合が上昇し、現在では3人に1人が非正規従業員であるといわれています。こうした背景から国は非正規従業員の待遇の改善を進めていますが、その対応の一つとして短時間正社員制度の導入を促しています。以下ではこうした短時間正社員制度の導入を進める際に活用できる短時間正社員制度導入促進等助成金についてご紹介します。

1. 短時間正社員とは？

いわゆる正社員と比べて、その所定労働時間（所定労働日数）が短い正規型の労働者であって、次のいずれにも該当する労働者のことをいいます。

- (1) 期間の定めのない労働契約を締結している者
- (2) 時間当たりの基本給および賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正社員と同等である者

2. 主な受給要件

- (1) 短時間正社員制度を就業規則に新たに定めていること
正社員が短時間正社員に転換する場合は、転換事由に育児および家族の介護以外の事由が含まれていることが必要です。
- (2) 短時間正社員制度を導入してから5年以内に、連続して3ヶ月以上の期間、自発的な申出により当該制度の利用者（短時間労働者、正社員※、新規雇入れ、フルタイム有期契約労働者から短時間正社員になった者）が生じたこと
※正社員については育児のみを転換事由とする場合、助成金の対象となりません。

3. 助成金額

| | 支給額 |
|---------------------------------|------------------------------------|
| ①短時間正社員制度を導入し、実際に対象者が生じた場合 | 1事業主につき40万円(大規模事業主は30万円) |
| ②短時間正社員制度導入後、5年以内に2人以上対象者が生じた場合 | 1人当たり20万円(大規模事業主は15万円) 2人目～10人目 |

大規模事業主とは、常時雇用労働者数が301人以上の事業主をいいます。

上記①については2回に分けて以下のように支給されます。

第1回目（対象者が生じた場合）：15万円

第2回目（第1回目の支給要件を満たしてから6ヶ月経過後、対象者が継続して雇用されている場合）：25万円（大規模事業主の場合は15万円）

なお、②の対象者2人目以降において助成金を受給するためには、対象者1人目の第2回目を受給している必要があります。

この助成金は平成22年4月1日よりパートタイマー均衡待遇推進助成金から別建てとなり、短時間正社員への転換を促進する場合についても助成金が支給されることになりました。そのため、企業としては短時間正社員制度の導入とこの助成金の利用を併せて検討したいものです。





経営情報

企業に好影響をもたらす ワークライフバランスへの取組

ワークライフバランスに取り組む企業はそうでない企業に比べて、様々な好ましい効果をもたらされているようです。

ワークライフバランスへの取組がもたらす効果

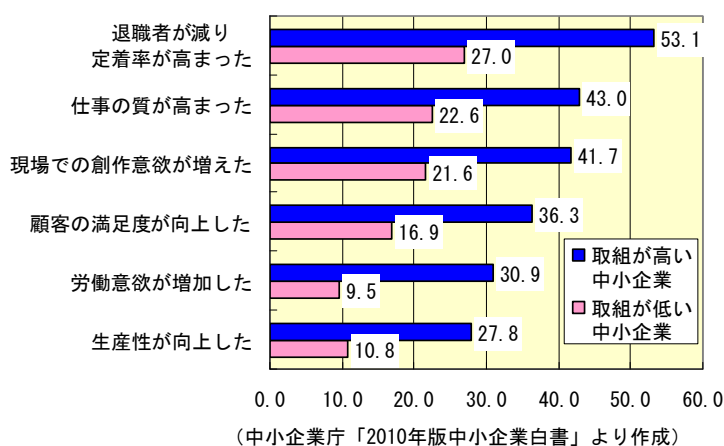
平成22年4月末に中小企業庁から発表された2010年版中小企業白書（*1）では、ワークライフバランス（仕事と家庭の調和、以下、WLBという）

への取組が中小企業の経営にもたらす効果について、調査を行っています。正社員への効果についての結果を示すと右のグラフのようになります。

WLBへの取組が高い企業（*2）では取組の低い企業に比べて、「退職者が減り定着率が高まった」、「仕事の質が高まった」、「現場での創作意欲が増えた」、「顧客の満足度が向上した」、といった企業にとって好ましい効果が見られたことがわかります。

では、WLBへの取組とは、具体的にどのようなことが行われているのでしょうか。

ワークライフバランスへの取組の効果（単位：%、複数回答）



ワークライフバランスへの取組例とポイント

実際に中小企業が行っているWLBに関する取組を、インターネット上で調べてみました。その一例を示すと右のようなものがあります。

中小企業の場合、大企業に比べて、取り組むことのできる施策には限りがあります。また、人材の数に限りがありますから、右のような短時間勤務制度や休暇制度を充実させ

るためには、業務の効率化はもちろん、一人の社員さんができる業務を増やし、業務の共有化を図ることもポイントとなります。

これからWLBに取り組む企業は、まずは、どんな施策が必要で、そのためには何をしなくてはならないのかを検討してはいかがでしょうか。取り組む内容によっては助成金等の対象になる可能性もあります。

なお、中小企業庁では、平成21年に「ワークライフバランス対応経営マニュアル」というワークライフバランスを経営に取り入れるための取組方法等を示したものをWEB上で公開しています。その他、21世紀職業財団のサイトでは、企業のWLBへの取組事例を検索することができます。こうした情報（*3）も参考にするとよいでしょう。

- ◇ 出産や育児で退職した社員の再雇用制度の導入
- ◇ 記念日に休暇を取ることのできる制度の導入
- ◇ 小学生の子を持つ従業員の短時間勤務制度の導入
- ◇ ノー残業デーの導入

（*1）2010年版中小企業白書

<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h22/h22/index.html>

（*2）ここでは、経営者と従業員へのアンケートの結果を元に基準をつくり、取組の高低を判断している。

（*3）中小企業庁「ワークライフバランス対応経営マニュアルについて」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/wlb/20fyManual.htm>

財団法人21世紀職業財団「仕事と生活の両立ーワークライフバランスの実現」

<http://www.jiwe.or.jp/ryoritsu/index.html>

医療情報

一般診療所の全面禁煙化率は 何パーセント？



タクシーや飲食店でも全面禁煙化が進むなど、いろいろなところで禁煙化が進んでいます。では、一般診療所（以下、診療所という）の状況はどうなのでしょう。

ここでは、平成22年3月に発表された厚生労働省の調査（*）から、都道府県別に診療所の全面禁煙化率をみていきます。

全国平均は72.4%

平成20年時点の全国の診療所数は約99,000。そして、全国の一般診療所における全面禁煙化率（*）は、72.4%。17年に比べると6ポイント程度増加しています。なお、47都道府県中45都道府県が17年に比べて全面禁煙化率が高くなっていますが、大阪府と栃木県は、わずかですが17年よりも低下しました。

都道府県別の状況

全面禁煙化率が最も高いのは、沖縄県の79.9%。次いで滋賀県の78.9%、鳥取県の78.2%と続いています。逆に最も低いのは、秋田県の61.5%です。このように、どの県においても60%以上の診療所が全面禁煙化されています。この結果を高いとみるか低いと見るかは意見の分かれるところだと思われそうですが、様々な施設の禁煙化は世の流れであり、次回調査時点ではさらに診療所の全面禁煙化が進んでいるのではないのでしょうか。

（*）医療施設調査

調査時点で開設している医療施設を対象にした調査。3年に1回実施されます。調査年の10月1日時点のデータになります。詳細は厚生労働省のウェブサイトを確認できます。なお、ここでの全面禁煙化率とは、全診療所における施設内全面禁煙診療所と敷地内全面禁煙診療所の割合の合計です。また、17年の数字は施設内全面禁煙診療所の割合です。

都道府県別一般診療所の全面禁煙化割合（単位：％）



厚生労働省「医療施設調査」より作成

8月は、夏期休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールの確認をし、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

2010年8月

お仕事備忘録



1. 個人事業者の税金の納付



2. 随時改定の反映(4月昇給の場合)



3. 賞与所得税の納付



4. 夏期休暇にまつわる諸業務

5. 中元、暑中見舞い状の礼状送付



1. 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。

納税に該当する方は資金繰り等を考慮して、納付漏れがないように気をつけましょう。

また、口座引落しの手続きをされている方は、必ず引落日を確認し、引落日に引落せるように資金繰りの調整をしましょう。

- 例 ・ 個人事業税（第1期分）
- ・ 個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

3. 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給したところは、今月の源泉徴収所得税の納付の際に忘れないように納付しましょう。

4. 夏期休暇にまつわる諸業務

今回は、夏期休暇を実施した後の諸業務の再確認をしましょう。

- ◆ 配達物の扱い・・・休暇中の郵便物の配達を休止している企業は、一斉に受取る書類が多いので、なくさないように速やかに関係部署あるいは該当者へ配布しましょう。
- ◆ 社員の勤怠管理・・・休暇中に事故などで怪我をしていないか、出勤しているかの確認をしましょう。

また、企業によっては来月から衣替えの時期になります。
事業服や作業服などを配布している企業は、在庫の確認をし、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

5. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

【お礼状の注意事項】

- なるべく早く送ること
- 葉書でも充分
- お礼状は、「出す」ことが肝心
- 「ついでにお礼・・・」は厳禁

【お礼状の書式例】

〇〇株式会社
〇〇〇〇様

〇年〇月〇日

〇〇株式会社
〇〇〇〇

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度は、結構なお品をご惠贈いただきありがとうございます。書面をもちまして御礼申し上げます。

暑さ厳しき折から、お身体ご自愛下さい。

敬具



2010.8

夏期休暇がある場合には、夏期休暇分の仕事の段取りを整え、取引先への配達、支払や回収などが滞らないように注意しましょう。



| 日 | 曜日 | 六曜 | 項目 |
|----|----|----|--|
| 1 | 日 | 友引 | |
| 2 | 月 | 先負 | ●健康保険・厚生年金保険料の支払（6月分） ●労働者死傷病報告書の提出 ●所得税の予定納税（第1期分） |
| 3 | 火 | 仏滅 | |
| 4 | 水 | 大安 | |
| 5 | 木 | 赤口 | |
| 6 | 金 | 先勝 | |
| 7 | 土 | 友引 | 立秋 |
| 8 | 日 | 先負 | |
| 9 | 月 | 仏滅 | |
| 10 | 火 | 先勝 | ●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（7月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出 |
| 11 | 水 | 友引 | |
| 12 | 木 | 先負 | |
| 13 | 金 | 仏滅 | |
| 14 | 土 | 大安 | |
| 15 | 日 | 赤口 | |
| 16 | 月 | 先勝 | |
| 17 | 火 | 友引 | |
| 18 | 水 | 先負 | |
| 19 | 木 | 仏滅 | |
| 20 | 金 | 大安 | |
| 21 | 土 | 赤口 | |
| 22 | 日 | 先勝 | |
| 23 | 月 | 友引 | 処暑 |
| 24 | 火 | 先負 | |
| 25 | 水 | 仏滅 | |
| 26 | 木 | 大安 | |
| 27 | 金 | 赤口 | |
| 28 | 土 | 先勝 | |
| 29 | 日 | 友引 | |
| 30 | 月 | 先負 | |
| 31 | 火 | 仏滅 | ●健康保険・厚生年金保険料の支払（7月分） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで ●個人の事業税納付（第1期分）※各都道府県の条例で定める日まで |